

申請者名： _____ / 免許証番号： 宮崎県知事（ ）第 _____ 号

○別途提出

*1 従業者を兼ねている場合は提出不要。役職変更の場合は、かつ職務内容が変更になった場合に提出必要。
(例) 元々経理の従業員が取締役(常勤)に就任した場合、提出不要。

*2 元々当該業者で宅建業に従事していたが、就任前後で従事する事務所が異なる場合、
又は、当該業者で宅建業に従事していなかった場合

*3 宅地建物取引士である場合

*4 宅地建物取引士であり、就任前後の従事先(商号又は名称)が異なる場合

*5 賃貸借又は使用貸借、転借、共同住宅の一部にある場合

*6 事務所の写真②、④

*7 事務所の写真④

*8 事務所の写真④、⑤

○は、事務所の写真①～⑤全て

【事務所の写真】

①：建物外部全体 / ②：事務所の出入口 / ③：事務所内部の写真
④：業者票(設置、所在地移転の場合は報酬額の告示も追加提出)
⑤：専任の宅地建物取引士

*9 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書を提出している場合、その写しでも可

*10 専任の宅地建物取引士が同一事業体内で兼業している場合等

*11 「営業所」扱いで登記していない場合を除く。

*12 代表者交代の場合、従業者全員分の写しの提出が必要。

1 / 2

【留意事項】

- ・ 審査に際して、追加で確認書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- ・ 主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通の提出をお願いします。なお、副本は証明書類・写真を含めてコピーで可(白黒可)です。
※ 別途、届出者控え1通や、業界団体提出分1通がある場合はそちらも持参してください。
- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のホッチキス等はすべて外し、ダブルクリップ等でとめて提出をお願いします。
- ・ 事務所について、地番表記が変わらなくても建物を建て替える(た)場合等、又は、電話番号が変更になる(つた)場合は連絡をお願いします。変更届出に準じた処理が必要です。
- ・ 「遅延理由説明書」は、遅延理由説明及び今後の届出期限の遵守を誓約する旨の記載があるもので、記名があるものの提出をお願いします。
- ・ 各種証明書（登記事項証明書等）は、受付日以前3月以内に発行されたもので、用紙に貼付せず、そのまま提出をお願いします。